

B. 支援体制（ガイドライン等）②

本分科会では、教員、職員（主として学生支援部門）、障害学生支援担当者により、障害者差別解消法の施行を見据えて、支援体制やシステム、ガイドライン等について議論を行った。参加者 11 名の所属大学は、比較的 student 数が少なく、かつ、専門の障害学生支援室を設置していない、というところが大半であった。主な話題は以下の通り。

1. 参加大学の授業実施形態の特色等

参加大学の半数が医・薬・芸術系で、学内・学外の実習・実技が大変多いという特色がある。それゆえ情報保障の役割を担う学生の確保が困難（皆が同じ時間割であり支援学生の空きコマもないため、同じ授業を受けている学生がテイカーとして支援することもある）という悩みをわかちあった。

なお、2016 年度に初めて聴覚障害の学生を受け入れる予定という大学があり、ノートテイカー養成を含む学内支援体制について、参加者が助言した。

2. 全体会の話題提供を振り返って

話題提供でお話いただいた二つの大学の先進的な事例を振り返り、専門の支援室を置いて全学的に障害学生支援に取り組む意義を再確認した。

そのなかで、本分科会参加者は①現実としては専門の支援室を置くのは難しい、②組織化すると却って動きが取りづらくなる、③マンパワーは人が変わると途切れる、の三点を痛感していた。これらは小規模大学ならではの一面といえよう。

3. 小規模であることを「強み」として

小規模であるからこそ、柔軟な対応や綿密な学内連携が可能、という場合もある。

関係教職員で毎週 1 回ケース会議を開いているという大学では、会議の後、親への連絡をする係、学内の関係部署と調整する係…と役割分担しているということであった。クラス担任制で、学生一人一人へ目配りができる大学もある。

学内で教職員が情報共有するために、会議体のメンバー選出など苦心しながらも、各大学で工夫を凝らしている様子がうかがえた。

以上